

(金抜き)

目次

- 1 令和8年度「(総合評価) (単価契約) 寺田樋門及び周山樋門管理操作業務委託」に係る予定数量・予定額
- 2 設計書
- 3 特記仕様書
- 4 箇所図

(別紙)

令和8年度

「(総合評価) (単価契約) 寺田樋門及び周山樋門管理操作業務委託」に係る予定数量・予定額
(単位:円)

工 種	規 格	単 位	予定数量	予定単価(円) (税抜)	予定価格(円) (税抜)	備考
0 1 操作訓練	平日昼間	回	2			
0 2 待機	警戒体制時	時間	12			
0 3 現場出動	8:00~17:00	時間	3			
0 4 現場出動	17:00~20:00、5:00~8:00	時間	3			
0 5 現場出動	20:00~5:00	時間	1			
				税抜き価格 円		
				税込み価格 円		

建設リサイクル法	適用外
積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8 年度				
設計年月	令和 年 月				
工事場所	右京区京北周山町下台他地内				
工事名	(総合評価)(単価契約)寺田樋門及び周山樋門管理操作業務委託				
工期	令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで				
事業課(所)名	河川整備課	単価使用年月	令和 年 月		
		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種	積算参考資料(間接費補正一覧)のとおり	単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局



工事概要

01 操作訓練 平日昼間				回	2

施工理由

本業務委託は、河川増水時に堤内地への逆流を防止するため、寺田樋門及び周山樋門の管理操作を行い内水排除を実施するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年10月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年10月	
基 準 適 用 年 月	2025年10月	
単 価 地 区	2602: II 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	14:河川維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

設計内訳書 (本01)

工事名	(総合評価) (単価契約) 寺田樋門及び周山樋門操作業務委託				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
巡視・巡回工		式	1				
河川巡視工		式	1				
操作訓練	平日昼間	回	2				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費 (率計上)		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

工事概要

02 待機 警戒体制時				時間	12

施工理由

本業務委託は、河川増水時に堤内地への逆流を防止するため、寺田樋門及び周山樋門の管理操作を行い内水排除を実施するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年10月	
歩掛適用年月	2025年10月	
基準適用年月	2025年10月	
単価地区	2602: II地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	14:河川維持工事	
施工地域等補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

設計内訳書（本01）

工事名	(総合評価) (単価契約) 寺田樋門及び周山樋門操作業務委託				事業区分	河川維持・修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
巡視・巡回工		式	1				
河川巡視工		式	1				
待機	警戒体制時	時間	12				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

工事概要

03 現場出勤 8:00~17:00				時間	3

施工理由

本業務委託は、河川増水時に堤内地への逆流を防止するため、寺田樋門及び周山樋門の管理操作を行い内水排除を実施するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年10月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年10月	
基 準 適 用 年 月	2025年10月	
単 価 地 区	2602: II 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	14:河川維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

設計内訳書 (本01)

工事名	(総合評価) (単価契約) 寺田樋門及び周山樋門操作業務委託				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
巡視・巡回工		式	1				
河川巡視工		式	1				
現場出勤	8:00~17:00	時間	3				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費 (率計上)		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

工事概要

04 現場出動 17:00~20:00、5:00~8:00	時間	3

施工理由

本業務委託は、河川増水時に堤内地への逆流を防止するため、寺田樋門及び周山樋門の管理操作を行い内水排除を実施するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年10月	
歩掛適用年月	2025年10月	
基準適用年月	2025年10月	
単価地区	2602: II地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	14:河川維持工事	
施工地域等補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

設計内訳書（本01）

工事名	（総合評価）（単価契約）寺田樋門及び周山樋門操作業務委託				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
巡視・巡回工		式	1				
河川巡視工		式	1				
現場出勤	17:00~20:00、5:00~8:00	時間	3				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

工事概要

05 現場出動 20:00~5:00	時間	1

施工理由

本業務委託は、河川増水時に堤内地への逆流を防止するため、寺田樋門及び周山樋門の管理操作を行い内水排除を実施するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年10月	
歩掛適用年月	2025年10月	
基準適用年月	2025年10月	
単価地区	2602: II地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	14:河川維持工事	
施工地域等補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

設計内訳書（本01）

工事名	（総合評価）（単価契約）寺田樋門及び周山樋門操作業務委託				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
巡視・巡回工		式	1				
河川巡視工		式	1				
現場出勤	20:00～5:00	時間	1				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

特記仕様書

委託名：(総合評価)(単価契約) 寺田樋門及び周山樋門管理操作業務委託

委託箇所：右京区京北周山町下台他地内

本仕様書は、一級河川淀川水系弓削川に設置された寺田樋門と一級河川淀川水系桂川に設置された周山樋門、各樋門付近に設置されたポンプの操作の業務委託に関して定めたものである。

(総則)

第1条 発注者と受注者は、信義を重んじ本委託内容を履行しなければならない。

(委託内容)

第2条 発注者は受注者に対し、次の各項に掲げる業務を委託するものとする。

2 樋門 (別紙1に掲げる樋門の操作に関すること。)

洪水時等において、警戒体制の構築及び現場での操作等を以下に基づき実施する。

なお、要領に記載されている内容のうち、京都府京都土木事務所長を、京都市土木管理部河川整備課長に読み替えるものとする。

- ・寺田樋門操作要領 (別紙2)
- ・周山樋門操作要領 (別紙3)
- ・報告様式 (別紙4)

3 排水ポンプ (別紙1に掲げるポンプの操作に関すること。)

ポンプの操作等を以下に基づき実施する。

- ・京北ポンプパッケージ設置・運転要領 (別紙5)

(ただし、「1 ポンプパッケージ設置基準」については本業務対象外とする。)

4 第2号及び第3号に関する操作訓練

受発注者の協議により操作訓練を実施する。実施した場合は、受注者は報告様式 (別紙6) を作成し、発注者に報告する。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(指示及び報告の徴収)

第4条 受注者は第2条により自発的に業務を遂行することを原則とするが、発注者は受注者に対し、施設の操作の方法について必要な指示を行い、または報告を求めることができる。

2 受注者は、前項の規定により指示を受け又は報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(管理上の業務、故障等への対応)

第5条 受注者は本委託に関する施設を善良な管理者の注意をもって取り扱い、その維持保全に努めなければならない。

2 受注者は施設の全部又は一部について滅失、き損又は故障等(以下「故障等」という。)が発生したときは、直ちに応急的処置を講じるとともに、次の各号に掲げる事項を速やかに発注者に報告しなければならない。

- (1) 施設の名称
- (2) 故障等の発生年月日及びその状況
- (3) 応急措置の内容

3 受注者は、故障等がその責めに帰すべき事由により生じたときは、自己の負担において当該施設を現状に回復しなければならない。ただし、発注者が現状回復が著しく困難であると認めたとき、又はその必要がないと認めたときは、受注者はその損害に相当する金額を発注者に支払って、現状回復の義務を免れることができる。

4 受注者は、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、自己の費用負担と責任において処理しなければならない。

5 発注者は受注者に対し必要に応じて業務報告をさせることができる。

(施設の操作方法)

第6条 受注者は、施設の操作を行う場合は、発注者が別に定める樋門操作要領、京北ポンプパッケージ設置・運転要領(別紙5)により、適正に行わなければならない。

(単価区分及び支払)

第7条 単価は、第2条に規定する業務について次の各号に定める区分ごとに定め、実績に応じて、月ごとに出来高払を行う。

(1) 操作訓練費用

樋門操作やポンプの運転操作の訓練に関するものであり、最低1人以上が参加することとし、単価の単位は「回」とする。

なお、訓練は平日昼間に実施することとし、1回3時間程度を予定しており、実施回数は2回を想定している。訓練回数は発注者と受注者で協議の上決定する。

(2) 実操作費用

第2条に関するものであり、単価の単位は「時間」とする。また、単価は以下の区分についてそれぞれ定める。

区分	想定対応人数	
待機(警戒体制時)(※1)	1人以上	
現場出動(※2)	8:00~17:00	1樋門あたり、2人以上
	17:00~20:00	
	5:00~8:00	
	20:00~5:00	

※1 待機時とは、警戒体制に入ってから解除されるまでの時間とする。

※2 現場出動時とは、逆流の状況を確認するため又は樋門やポンプ操作等のために待機場所から現場へ出発し、確認又は操作後、再度待機場所へ戻る間の時間とする。

なお、現場出動時間は待機時間を含めないこととする。

(その他)

第8条 この契約に定めのない事項及び条項について疑義が生じたときは、発注者と受注者とは協議してこれを定める。

(別紙1)

1 施設名

寺田樋門 (右京区京北周山町下台地内)

2 施設内容

(1) 扉体

- ① 形式 鋼製スルースゲート
- ② 門数 1門
- ③ 寸法 幅1.5m×高1.5m
- ④ 開閉方式 手動

(2) その他付属設備

補助ゲート、手すり、管理階段等

3 施設名

周山樋門 (京都市右京区京北周山町西丁田 地内ほか)

4 施設内容

(1) 扉体

- ① 形式 鋼製ローラーゲート
- ② 門数 1門
- ③ 寸法 幅2.0m×高2.0m
- ④ 開閉方式 電動

(2) 機器

- ① 開閉モーター0.2kw 1台
- ② 操作盤、受電盤 1式

(3) その他付属設備

手すり、管理階段等

5 設備名

周山ポンプ（京都市右京区京北周山町西丁田 地内ほか）

6 設備内容

- | | | |
|----------|-----|---------------------------------|
| ① 排水ポンプ | 2台 | 口径200mm、吐出量5m ³ /min |
| ② 制御盤 | 1面 | |
| ③ 引込開閉器盤 | 1面 | |
| ④ ポンプ制御盤 | 1面 | |
| ⑤ 水位計 | 1台 | |
| ⑥ 発電機 | 1基 | 3相43kVA |
| ⑦ 排水ホース | 4本 | 口径200mm、長さ25m |
| ⑧ フロート | 2台、 | 投光器 2台、燃料ポンプ 1台、その他機材 一式 |

7 設備名

寺田ポンプ（右京区京北周山町下台地内）

8 設備内容

- | | | |
|----------|-----|----------------------------------|
| ① 排水ポンプ | 2台 | 口径 200mm、吐出量5m ³ /min |
| ② 制御盤 | 1面 | |
| ③ 引込開閉器盤 | 1面 | |
| ④ ポンプ制御盤 | 1面 | |
| ⑤ 水位計 | 1台 | |
| ⑥ 発電機 | 1基 | 3相43kVA |
| ⑦ 排水ホース | 4本 | 口径200mm、長さ25m |
| ⑧ フロート | 2台、 | 投光器 2台、燃料ポンプ 1台、その他機材 一式 |

寺田樋門操作要領

目次

第1章 総則

第2章 樋門の操作方法等

第3章 樋門警戒体制

第4章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 寺田樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋門の操作は、一級河川淀川水系弓削川の洪水の京都市右京区京北周山町地区（以下「周山地区」という。）への逆流を防止し、速やかに内水排除を行うことを目的とする。

(操作の基本方針)

第3条 樋門の操作に当たっては、普通河川及び周山地区に及ぼす効果と影響を勘案して、その機能を十分に発揮させるよう、有機的かつ合理的に行うものとする。

第2章 樋門の操作方法等

(洪水時等における操作の方法)

第4条 樋門の操作は、本川と流入支川との水位差及び付近の状況判断により、次の各号に定めるところにより、樋門の操作をするものとする。

- (1) 本川から支川への逆流が始まるまでの間については、樋門のゲートを全開しておく。
- (2) 本川から支川への逆流が始まる時点で、現地での状況判断によりゲートを全開する。
- (3) 樋門のゲートを全閉している場合で、内水位が外水位より高くなったときは、速やかに樋門のゲートを開く。ただし、再び本川から支川への逆流が始まる時点では、前号により操作を行う。
- (4) 前号の場合においては、外水位及び内水位に急激な変動を生じないように樋

門を操作する。

(平常時における操作の方法)

第5条 前条以外の場合は、ゲートを全開しておくものとする。

(操作方法の特例)

第6条 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前2条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(操作等の通知)

第7条 第4条の規定により、樋門の操作を行ったとき、又は事故等が発生したときは、速やかに京都府京都土木事務所長（以下「所長」という。）に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第8条 樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を別記第1号様式により記録し、保管するものとする。

- (1) 樋門のゲートが全開又は全閉したときの年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の際に行った通知の状況
- (4) 第6条に該当するときは操作の理由
- (5) その他参考となるべき事項

第3章 樋門警戒体制

(樋門警戒体制の実施)

第9条 次の各号に該当するときは、直ちに樋門警戒体制に入るものとする。

- (1) 洪水等により、周山大橋の水位が指定水位1.5メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) その他非常事態が発生するおそれのあるとき。

(樋門警戒体制における措置)

第10条 樋門警戒体制においては、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 樋門を適切に操作することのできる要員を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋門の操作上必要なこと。

(樋門警戒体制の解除)

第11条 次の各号に該当するときは、樋門警戒体制を解除するものとする。

- (1) 第9条第1号により設置された場合にあつては、周山大橋の水位が1.5メートルに減水し、再び上昇するおそれなくなったとき。
- (2) 第9条第2号により設置された場合にあつては、非常事態が発生するおそれなくなったとき。

第4章 雑則

(水位等の把握)

第12条 樋門の直上流及び直下流の水位、周山大橋の水位並びに降雨量を的確に把握しておかなければならない。

(報告)

第13条 所長の指示がある場合には、樋門の操作の状況を別記第2号様式及び第3号様式により、所長を經由して京都府知事に報告しなければならない。

附 則

この操作要領は、平成19年4月1日から適用する。

周山樋門操作要領

目次

第1章 総則

第2章 樋門の操作方法等

第3章 樋門警戒体制

第4章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 周山樋門(以下「樋門」という。)の操作については、この要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋門の操作は、一級河川淀川水系桂川の洪水の京都市右京区京北周山町地区(以下「周山地区」という。)への逆流を防止し、速やかに内水排除を行うことを目的とする。

(操作の基本方針)

第3条 樋門の操作に当たっては、普通河川及び周山地区に及ぼす効果と影響を勘案して、その機能を十分に発揮させるよう、有機的かつ合理的に行うものとする。

第2章 樋門の操作方法等

(洪水時等における操作の方法)

第4条 樋門の操作は、本川と流入支川との水位差及び付近の状況判断により、次の各号に定めるところにより、樋門の操作をするものとする。

- (1) 本川から支川への逆流が始まるまでの間については、樋門のゲートを全開しておく。
- (2) 本川から支川への逆流が始まる時点で、現地での状況判断によりゲートを全開する。
- (3) 樋門のゲートを全開している場合で、内水位が外水位より高くなったときは、速やかに樋門のゲートを開く。ただし、再び本川から支川への逆流が始まる時点では、前号により操作を行う。
- (4) 前号の場合においては、外水位及び内水位に急激な変動を生じないように樋

門を操作する。

(平常時における操作の方法)

第5条 前条以外の場合は、ゲートを全開しておくものとする。

(操作方法の特例)

第6条 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前2条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(操作等の通知)

第7条 第4条の規定により、樋門の操作を行ったとき、又は事故等が発生したときは、速やかに京都府京都土木事務所長(以下「所長」という。)に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第8条 樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を別記第1号様式により記録し、保管するものとする。

- (1) 樋門のゲートが全開又は全閉したときの年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の際に行った通知の状況
- (4) 第6条に該当するときは操作の理由
- (5) その他参考となるべき事項

第3章 樋門警戒体制

(樋門警戒体制の実施)

第9条 次の各号に該当するときは、直ちに樋門警戒体制に入るものとする。

- (1) 洪水等により、樋門量水板の水位が3.0メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) その他非常事態が発生するおそれのあるとき。

(樋門警戒体制における措置)

第10条 樋門警戒体制においては、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 樋門を適切に操作することのできる要員を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋門の操作上必要なこと。

(樋門警戒体制の解除)

第11条 次の各号に該当するときは、樋門警戒体制を解除するものとする。

- (1) 第9条第1号により設置された場合にあつては、樋門量水板の水位が3.0メートルに減水し、再び上昇するおそれなくなったとき。
- (2) 第9条第2号により設置された場合にあつては、非常事態が発生するおそれなくなったとき。

第4章 雑則

(水位等の把握)

第12条 樋門の直上流及び直下流の水位、本川及び支川の水位並びに降雨量を的確に把握しておかなければならない。

(報告)

第13条 所長の指示がある場合には、樋門の操作の状況を別記第2号様式及び第3号様式により、所長を経由して京都府知事に報告しなければならない。

附 則

この操作要領は、平成19年4月1日から適用する。

完了報告書

京都市長様

令和〇年〇月〇日

受託者 〇〇・〇〇 共同企業体
 (代表者)京都市〇〇区〇〇
 株式会社
 代表取締役

下記業務を実施しましたので、ご報告します。

単価契約業務名		(総合評価)(単価契約)寺田樋門及び周山樋門管理操作業務委託				
当該月		〇月分(令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)				
支出科目	工種	規格	数量	単位	単価(円)(税込)	小計
(1)	01 操作訓練	平日昼間		回		0
(1)	02 待機	警戒体制時				
(1)	03 現場出動	8:00～17:00				
(1)	04 現場出動	17:00～20:00、5:00～8:00				
(1)	05 現場出動	20:00～5:00				
別紙のとおり						0
支出計(委託料)						0

河川管理施設操作記録			
河川管理施設の名称			
操作の期間	令和 年 月 日 (午前・午後) 時 分～ 時 分		
	令和 年 月 日 (午前・午後) 時 分～ 時 分		
操作に当たった者の氏名			
気象及び水象の状況			
土木事務所への通報	月 日 / 時 分		月 日 / 時 分
	発信者名	受信者名	発信者名 受信者名
その他			
備考			

寺田・周山樋門操作等実績報告書

期 間：
操作員氏名：

		待 機					操 作				
月	日	時	分	～	時	分	時	分	～	時	分
				～					～		
				～					～		
				～					～		
				～					～		
				～					～		
				～					～		
				～					～		

上記期間の操作等の実績について、操作等実績集計書を添付して報告します。

令和 年 月 日

(注意)

- ア 「操作」は、施設の操作及びこれに付随する作業に従事した時間とする。
- イ 「待機」は、樋門警戒体制中の待機時間からアの時間を除いた時間とする。
- ウ この報告書は月別又は年度別の「操作・待機」実績を報告するために使用する。

寺田・周山樋門操作等実績集計書

期 間：

区 分		実 績		算 定	手 当 額
		時 間	分	単価×h	円
待 機	48時間 まで				
	48時間 経過後				
操 作	(8:00～ 17:00)				
	(17:00～ 20:00) (5:00～ 8:00)				
	(20:00～ 5:00)				
合 計					0

京北ポンプパッケージ設置・運転要領

本要領は、寺田・周山に設置しているポンプパッケージの設置及び運転の運用方法について定めたものである。

1 ポンプパッケージ設置基準

ア 総雨量が24時間で80mmを超えたとき、又は、超えると予測したとき、ポンプパッケージに格納されているポンプ及び排水ホースを設置する。

2 ポンプパッケージ運転手順

ア 樋門を全閉したときは、ポンプを起動する。

必要に応じて、発電機の起動等必要な操作を事前に行う。

イ ポンプには出力調整ツマミが付属しているため、必要に応じて、流入量とポンプによる排出量を同程度となるように調整し、頻繁なポンプの起動・停止を避けるよう努める。

ウ 樋門を全開したときは、ポンプを停止する。

発電機を起動していた場合は停止する。

3 操作方法の特例

ア 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、上記に規定する方法以外の方法により設置及び運転することができるものとする。

京都市長

受注者 住所
商号又は名称
代表者名

訓練記録	
業 務 名	
河川管理施設の名称	
期 間	令和 年 月 日 時 分～ 時 分
参 加 者	発注者： 受注者：
訓 練 内 容	(記載例) 【寺田樋門】 ・樋門開閉実施 ・発電機起動・停止の実施 ・ポンプ起動・停止の実施 ・照明点灯・消灯の実施 【周山樋門】 ・樋門開閉実施 ・発電機起動・停止の実施 ・ポンプ起動・停止の実施 ・照明点灯・消灯の実施
備 考	

